

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

平成21年5月29日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

第3 1(2)中「特殊専門職」を「専門職」に改め、同1(4)中エからキまでを削り、クをエに改める。

同2の表中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

同3中「、1(4)エに定める職に採用された者にあつてはその者の有する学歴と」を削る。

同8中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)